

入 管 法 申 請

目次

- 1 . 入管法とは (P.2)
- 2 . 入管法申請 (P.3~P.6)
- 3 . 在留申請並びに申請手数料 (P.7)
- 4 . 提出者 (P.8)
- 5 . 提出先並びに提出部数 (P.8)
- 6 . 申請書の作成 (P.9~P.20)

入 管 法 申 請

1. 入管法とは

(1) はじめに

近年、日本に入国し在留する外国人が増加するにともない、外国人の入国、在留を規律する出入国関係の法令は、多くの人々にとって身近な問題となってきました。

入管法は、平成16年に在留資格取り消し制度の新設、退去強制手続の一部を緩和する出国命令制度の新設、難民認定手続の改正、難民認定と在留許可を連動させる規定の新設など、重要な改正が行われ、さらに、平成18年には、わが国に上陸する外国人に指紋、写真等の個人識別情報の提供を義務付ける制度の新設など、極めて注目すべき改正が行われました。

(2) 入管法とは

入管法とは「出入国管理及び難民認定法」の略称です。

入管法はその1条に「出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続きを整備することを目的とする」とその目的に定めており、国際間を移動する人について規定する法律です。

このように、入管法は出入国管理を内容とする規定と難民認定の手続きなどを内容とする規定からなっています。具体的には、出入国管理に関する規定は、第2章「入国及び上陸」、第3章「上陸の手続」、第4章「在留及び出国」、第5章「退去強制の手続」、第5章の2「出国命令」、第6章「船舶等の長及び運送業者の責任」、第6章の2「事実の調査」、第7章「日本人の出国及び帰国」に分かれ、難民認定手続等に関しては、第7章の2「難民認定等」に定められています。そのほかに、第1章「総則」、第8章「補則」、および第9章「罰則」の規定があります。

この出入国に関する規定は、出入国するすべての人を対象とすると定めており、外国人のみならず、出国し帰国する日本人もその対象としています。また外国人については、入国・出国の管理のみならず、日本に在留する間の在留管理も含むものとされています。

これらの規定には、法律に基づく処分の基準を定める実体規定と、事務処理に当たっての諸手続を定める手続規定とがあります。

実体規定は、入管法2条の2（在留資格及び在留期間）と同条2項によって定められた入管法別表題1および第2、入管法5条（上陸の拒否）、入管法表24条（退去強制）

入管法22条2項（永住許可）等であり、いずれも出入国管理に関する日本の政策を具体的に明示したものです。その他の大多数の規定は手続規定です。入管法に定める処分は、外国人の入国、在留の許否を決定し、さらには退去強制を行うなど厳しい処分を内容としていることから、過誤の生じないよう慎重かつ透明性の高い手続規定を置いているものと考えられます。

次に難民について、難民であるかどうかは「難民の地位に関する条約」と「難民の地位に関する議定書」によって認定されますので、入管法には実体規程はなく、手続規定のみが定められています。

このように、入管法には「出入国管理」を内容とする条項と、「難民認定手続」を内容とする条項とがありますが、出入国管理に関する処分と難民認定手続に関する処分は全く別個の処分であって、その手続も独立したものとなっています。このように別個の手続が「出入国管理及び難民認定法」に一本化されたのは、出入国の対象となる外国人が、同時に難民認定の対象となること、また、いずれの手続も法務大臣およびその事務当局である入国管理局において行うこととされたことによるものであり、わが国が昭和56年(1981年)「難民の地位に関する条約」に加入するに当たり、新しい難民認定の手続を入管法に加える措置がとられました。

なお、平成16年6月、入管法改正により、難民認定手続の者、難民認定を受けた者などの在留について、新たな規定が設けられました。

2. 入管法申請 ~日本に入国し、上陸するための申請手続~

(1) 入国の要件

外国人が日本に入国し、上陸するためには、次の要件に適合していることが必要です。

- 有効な旅券（パスポート〔passport〕）を所持していること
- 査証（ビザ〔visa〕）を必要とする場合には、上陸目的に合致した査証を旅券に受けていること
- 上陸目的に虚位がなく、上陸目的が入管法に定められた在留資格のいずれかに該当すること
- 上陸の真性にかかる在留期間が法務省令の規定に適合するものであること
- 入管法に定められた上陸拒否事由に該当しないこと
- 上陸申請時に諮問・写真等の個人認識情報を提供すること（6条3項。平成18年5月の入管法で新設。施行日は公布の日（平成18年5月24日）から1年6ヶ月以内の政令で定める日）

(2) 在留資格とは

入管法別表第1および第2に、27種類の在留資格が定められています。別表第1はわが国で一定の活動を認める在留資格であり、別表第2はわが国において有する身分もしくは地位を定める在留資格で、これら別表の下欄に、それぞれの活動または身分・地位が具体的に定められています。

さらに、これらの在留資格に該当するものとして上陸するためには、別表第1の2およびどう4に掲げる在留資格については、わが国の産業および国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる法務省令（「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」。以下、「基準省令」という）が定める基準に適合することが、上陸許可の要件とされており（入管法7条1項2号）また、在留資格「特定活動」については、法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動に、在留資格「定住者」については法務大臣があらかじめ告示をもって定める地位に該当することが、上陸許可の要件とされています。

なお、在留資格「研修」については、基準法令に基づき3件の告示が定められており、これらの告示に適合することが、上陸許可の要件とされています。

これらに在留資格・在留期間との関係を示すと、次の表のようになります。

別表第一 ~わが国で一定の活動を認める在留資格

A 就労が認められる在留資格

1. 法務省基準省令の適用を受けない者

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|--|-----------|
| 外交 | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員 条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 | 外交活動を行う期間 |
| 公用 | 日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 公用活動を行う期間 |
| 教授 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 | 3年又は1年 |
| 芸術 | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（2の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 3年又は1年 |
| 宗教 | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 | 3年又は1年 |
| 報道 | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 | 3年又は1年 |

2. 法務省基準省令の適用を受けるもの

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|-----------|--|-------------------|
| 投資・経営 | 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） | 3年又は1年 |
| 法律・会計業務 | 外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 | 3年又は1年 |
| 医療 | 医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 | 3年又は1年 |
| 研究 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 3年又は1年 |
| 教育 | 本邦の小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校，養護学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 | 3年又は1年 |
| 技術 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（1の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項，医療の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 3年又は1年 |
| 人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（1の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 3年又は1年 |
| 企業内転勤 | 本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 | 3年又は1年 |
| 興行 | 演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 1年，6月， 3月又は15日 |
| 技能 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 | 3年又は1年 |

B 就労が認められない在留資格

3. 法務省基準省令の適用を受けない者

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|---|--------|
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（4の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。） | 1年又は6月 |

| | | |
|------|--|--------------|
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 | 90日、30日又は15日 |
|------|--|--------------|

4. 法務省令基準の適用を受ける者

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|--|-----------------|
| 留学 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動 | 2年又は1年 |
| 就学 | 本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動 | 1年又は6月 |
| 研修 | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 1年又は6月 |
| 家族滞在 | 1の表、2の表又は3の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 | 3年、2年、1年、6月又は3月 |

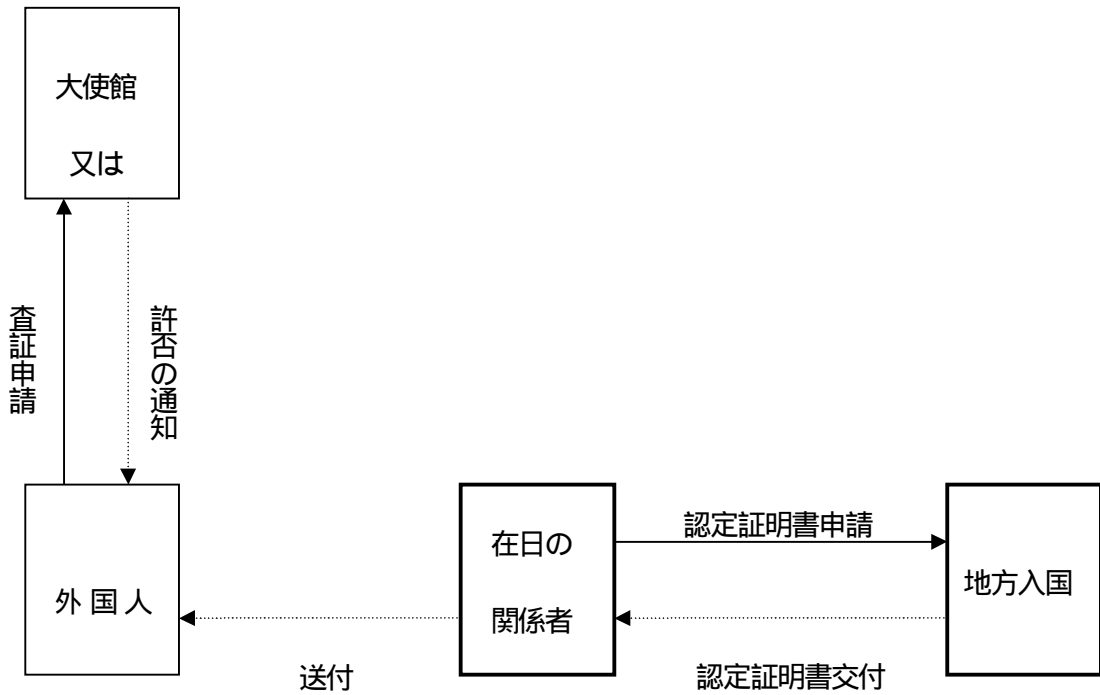
5. 就労が認められるかどうかは個々の許可内容による

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|-------------------------|--------------------------|
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 | 3年、1年又は6月 法務大臣が指定する期間 |

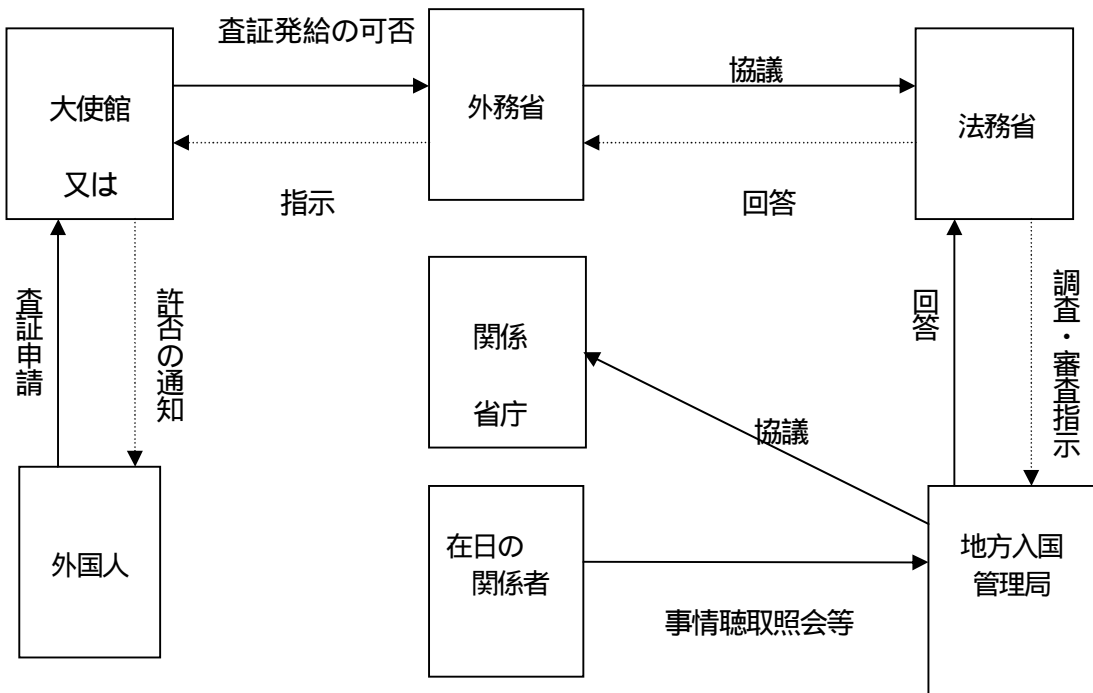
別表第2 身分・地位に基づく在留資格で活動に制限がない者

| 在留資格 | 本邦において有する身分又は地位 | 在留期間 |
|----------|---|-----------------------|
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 | 無期限 |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 | 3年又は1年 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 | 3年又は1年 |
| 定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 | 3年又は1年 法務大臣が指定する期間 |

(3) 査証手続と在留資格認定証明書交付手続
 査証から始める手続（従前のもの）



在留資格認定書交付申請から始める手続



3. 在留申請並びに申請手数料

それぞれの在留資格習得後でも、外国人が日本に在留し活動するための手続には次のようなものがあります。

(1) 資格外活動の許可

現在持っている資格でできる活動以外に、収入を伴う事業を運営又は報酬を得る活動を行おうとする場合(たとえば留学生がアルバイトをしようとするとき)に必要な許可。

(2) 在留資格の変更の許可

現在与えられている在留資格に属する活動を中止して、別の資格に該当する活動を行おうとする場(たとえば留学生が卒業後に企業で働くとか、大学などの講師として在留しようとするとき)に必要な許可。

(3) 在留期間の更新の許可

現在与えられている在留期間を超えて、今までと同じ活動を行うために、引き続き日本に在留しようとする場合に必要な許可。

(4) 永住許可

外国人が永住者の在留許可に変更しようとする場合、また新たに永住者の在留資格を得ようとする場合の許可。

(5) 新たな在留資格の習得の許可

日本で出生した外国人や日本の国籍を離脱した者が、引き続き日本に在留しようとする場合に必要な許可。

(6) 再入国の許可

許可されている在留期間内に、一時的な用事で日本国外に出国した後、再び日本に入国して在留する場合。

(7) そのほかにも就労資格証明書の交付や、日本に帰化した場合の在留資格抹消手続きなどがあります。

また上記の手続きのうち、資格外活動許可および在留資格取得許可を除き、許可を受けるときそれぞれ手数料を収入印紙で納付しなければなりません。

| | |
|--------------|----------|
| 在留資格の変更 | 4 0 0 0円 |
| 在留期間の更新 | 4 0 0 0円 |
| 永住許可 | 8 0 0 0円 |
| 再入国の許可(一回限り) | 3 0 0 0円 |
| 数次再入国許可 | 6 0 0 0円 |
| 就労資格証明書の交付 | 6 8 0 円 |
| 難民旅行証明書の交付 | 5 0 0 0円 |

また、いずれの申請をするときも、必ず本人の旅券、外国時登録証明書ほかの呈示を求められます。法令指定の申請書は、各入国管理局の窓口のほか、法務省のウェブサイトからダウンロードして入手できます。

4. 提出者

入国及び在留の諸手続きについては本人出頭が原則であるが、16歳未満、高齢者、障害者等の場合は、父母、配偶者その他の同居人が代理申請を行うことができる。このことを申請取次制度といいます。

申請取次制度では、

- (1) 当該外国に属する企業・団体・学校等の機関の職員で、法務大臣の認定を受けた者は在留資格の変更、更新、再入国の許可申請の取次ができる。
- (2) 法務大臣の認定を受けた旅行業者は、再入国の許可申請の取次ができる。

申請取次の対象区分の一覧表

| 申請取次を行える者 | 申請取次の対象とされている申請 |
|----------------------------|---|
| 企業・学校等の職員で申請取次を認められた者 | 資格外活動の許可、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得、在留資格の取得による永住許可、再入国の許可、就労資格証明書の交付 |
| 旅行業者で申請取次を認められた者 | 再入国の許可 |
| 申請取次ぎ対象公益法人の職員で申請取次を認められた者 | 在留資格認定証明書の交付、資格外活動の許可、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得、在留資格の取得による永住許可、在留資格の変更による永住許可、再入国の許可、就労資格証明書の交付 |
| 行政書士、弁護士で申請取次を認められた者 | 在留資格認定証明書の交付、資格外活動の許可、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得、在留資格の取得による永住許可、在留資格の変更による永住許可、再入国の許可、就労資格証明書の交付 |

注) 旅行業者以外の申請取次を行える者が申請取次ができるのは、外国人本人の居住地を管轄する地方局若しくは支局または外国人本人の居住地を分担する出張所である。

- (3) 法務大臣の認定を受けた行政書士・弁護士は、在留資格の変更、期間更新、定住、永住許可及び再入国の許可の申請取次ができる。

なお、平成6年1月25日法務省第4号により入管法施行規則第6条の2に第4項として次の条項が追加された。

「第一項の規定にかかわらず、法務大臣において相当と認める場合には、外国人は、地方入国管理局に出頭することを要しないで認定証明書申請交付ができる。現在では、外国人の円滑な受入れを図ることを目的として民法第34条の規定により法務大臣の許可を受けて設立された公益法人の職員又は行政書士、弁護士で法務大臣が相当と認めるものが、第一項に定める申請書及び第二項に定める資料の提出を行うものとする。」

5. 提出先、並びに提出部数

- (1) 申請書の提出先は、外国人本人の居住地を管轄する地方局若しくは支局または外国人本人の居住地を分担する出張所です。また、在留資格認定証明書の交付申請は、外国人自身またはその代理人が、その外国人を受け入れようとする機関の所在地またはその外国人の親族など代理人の居住地を管轄する地方入国管理局に対して、行うことになっています。

- (2) 提出部数は、1部です。

6. 申請書の作成について

(1) 作成する場合の留意点

外国人が上陸し在留しようとする場合は、下記の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」に適合することが求められますので、ご注意ください。

平成二年五月二十四日法務省令第十六号

最近改正 平成十八年三月十三日法務省令第二十一号

平成十八年三月三十日法務省令第二十九号

平成十八年十月二十四日法務省令第八十号

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 活 動 | 基 準 |
|----------------------------|--|
| 法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動 | <p>一</p> <p>申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ</p> <p>当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていること。</p> <p>ロ</p> <p>当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。</p> <p>二</p> <p>申請人が本邦における貿易その他の事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦における貿易その他の事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ</p> <p>当該事業を営むための事業所が本邦に存在すること。</p> <p>ロ</p> <p>当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者（法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること。</p> <p>三</p> <p>申請人が本邦における貿易その他の事業の管理に従事しようとする場合は、事業の経営又は管理について三年以上の経験（大学院において経営又は管理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。</p> |
| <p>法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>一 申請人が医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。</p> <p>二 申請人が歯科医師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 本邦において歯科医師の免許を受けた後六年以内の期間中に、大学若しくは大学の医学部、歯学部若しくは医学部附属の研究所の附属施設である病院、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定により厚生労働大臣の指定する病院又はこれと同程度の機能を有する病院として法務大臣が告示をもって定める病院において研修として行う業務</p> <p>ロ 歯科医師の確保が困難な地域にある病院又は診療所で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて行う診療に係る業務</p> <p>三 申請人が保健師、助産師又は准看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において保健師、助産師又は准看護師の免許を受けた後四年以内の期間中に研修として業務を行うこと。</p> <p>四 申請人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、本邦において看護師の免許を受けた後七年以内の期間中に研修として業務を行うこと。</p> <p>五 申請人が薬剤師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士としての業務に従事しようとする場合は、本邦の医療機関又は薬局に招へいされること。</p> |
| <p>法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>政法人をいう。以下同じ。)又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>—</p> <p>大学(短期大学を除く。)を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有すること。</p> <p>—</p> <p>日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> |
| <p>法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>—</p> <p>申請人が各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又はこれら以外の教育機関において教員以外の職について教育をする活動に従事する場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が各種学校又は設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関であって、法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して、初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育をする活動に従事する場合は、イに該当すること。</p> <p>イ</p> <p>大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け、又は行おうとする教育に係る免許を有していること。</p> <p>ロ</p> <p>外国語の教育をしようとする場合は当該外国語により十二年以上の教育を受けていること、それ以外の科目の教育をしようとする場合は教育機関において当該科目の教育について五年以上従事した実務経験を有していること。</p> <p>—</p> <p>日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> |
| <p>法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、一に該当することを要しない。</p> <p>—</p> <p>従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該技術若しくは知識を修得していること。</p> <p>—</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 |
| 法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 | <p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手續についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> |
| 法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄に掲げる活動 | <p>申請人が次のいずれにも該当していること。</p> <p>一 申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していること。</p> <p>二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> |
| 一 申請人が演劇、演 | |

| | |
|---|--|
| <p>芸、歌謡、舞踊又は演奏(以下「演劇等」という。)の興行に係る活動に従事しようとする場合は、二に規定する場合を除き、次のいずれにも該当していること。</p> | <p>(3) 当該機関の経営者又は常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。</p> |
| <p>イ 申請人が従事しようとする活動について次のいずれかに該当していること。ただし、当該興行を行うことにより得られる報酬の額(団体で行う興行の場合にあつては当該団体が受ける総額)が一日につき五百万円以上である場合は、この限りでない。</p> | <p>(i) 人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者</p> <p>(ii) 過去五年間に法第七十三条の二第一項第一号若しくは第二号の行為又は同項第三号のあつせん行為を行った者</p> |
| <p>(1) 削除</p> | <p>(iii) 過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあつせんをした者</p> |
| <p>(2) 外国の教育機関において当該活動に係る科目を二年以上の期間専攻したこと。</p> | <p>(iv) 法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> |
| <p>(3) 二年以上の外国における経験を有すること。</p> | <p>(v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> |
| <p>ロ 申請人が次のいずれにも該当する本邦の機関との契約(当該</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>機関が申請人に対して月額二十万円以上の報酬を支払う義務を負うことが明示されているものに限る。以下この号において「興行契約」という。)に基づいて演劇等の興行に係る活動に従事しようとするものであること。ただし、主として外国の民族料理を提供する飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。)第二条第一項第一号又は第二号に規定する営業を営む施設を除く。)を運営する機関との契約に基づいて月額二十万円以上の報酬を受けて当該飲食店において当該外国の民族音楽に関する歌謡、舞踊又は演奏に係る活動に従事しようとするときは、この限りでない。</p> | <p>(4) 過去三年間に締結した興行契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていること。</p> <p>ハ 申請に係る演劇等が行われる施設が次に掲げるいずれの要件にも適合すること。ただし、興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が当該施設において申請人以外にいない場合は、(6)に適合すること。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の客を対象として外国人の興行を行う施設であること。</p> <p>(2) 風営法第二条第一項第一号又は第二号に規定する営業を営む施設である場合は、次に掲げるいずれの要件にも適合していること。</p> <p>(i) 専ら客の接待(風営法第二条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。)に従事する従業員が五名以上いること。</p> |
| <p>(1) 外国人の興行に係る業務について通算して三年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。</p> | <p>(ii) 興行に係る活動に従事する興行の在留資格をもって在留する者が客の接待に従事するおそれがないと認められること。</p> |
| <p>(2) 五名以上の職員を常勤で雇用していること。</p> | <p>(3) 十三平方メートル以上の舞台があること。</p> |
| | <p>(4) 九平方メートル(出演者が五名を超える場合は、九平方メートルに五名を超える</p> |

人数の一名につき一・六平方メートルを加えた面積)以上の出演者用の控室があること。

(5)
当該施設の従業員の数が五名以上であること。

(6)
当該施設を運営する機関の経営者又は当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が次のいずれにも該当しないこと。

(i)
人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者

(ii)
過去五年間に法第七十三条の二第一項第一号若しくは第二号の行為又は同項第三号のあっせん行為を行った者

(iii)
過去五年間に当該機関の事業活動に関し、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあっせんをした者

(iv)
法第七十四条から第七十四条の八までの罪又は売春防止法第六条から第十三条までの罪により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(v)

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二

申請人が演劇等の興行に係る活動に従事しようとする場合は、次のいずれかに該当していること。

イ

我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人が主催する演劇等の興行又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校、専修学校若しくは各種学校において行われる演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ロ

我が国と外国との文化交流に資する目的で国、地方公共団体又は独立行政法人の資金援助を受けて設立された本邦の公私の機関が主催する演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ハ

外国の情景又は文化を主題として観光客を招致するために外国人による演劇等の興行を常時行っている敷地面積十万平方米以上の施設において当該興行に係る活動に従事しようとするとき。

ニ

客席において飲食物を有償で提供せず、かつ、客の接待をしない施設（営利を目的としない本邦の公私の機関が運営するもの又は客席の定員が百人以上であるものに限る。）において演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

ホ

当該興行を行うことにより得られる報酬の額（団体で行う興行の場合にあっては当該団体が受ける総額）が一日につき五十万円以上であり、かつ、十五日を超えない期間本邦に在留して演劇等の興行に係る活動に従事しようとするとき。

三

申請人が演劇等の興行に係る活動以外の興行に係る活動に従事しようとする場合は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて従事すること。

四

申請人が興行に係る活動以外の芸能活動に従事しようとする場合は、申請人が次のいずれかに該当する活動に従事し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>同等額以上の報酬を受けること。</p> <p>イ 商品又は事業の宣伝に係る活動</p> <p>ロ 放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動</p> <p>ハ 商業用写真の撮影に係る活動</p> <p>ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動</p> |
| <p>法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> <p>一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものについて十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの（第九号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 外国に特有の建築又は土木に係る技能について十年（当該技能を要する業務に十年以上の実務経験を有する外国人の指揮監督を受けて従事する者の場合にあっては、五年）以上の実務経験（外国の教育機関において当該建築又は土木に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>三 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該製品の製造又は修理に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>四 宝石、貴金属又は毛皮の加工に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該加工に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>五 動物の調教に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において動物の調教に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>六 石油探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る技能について十年以上の実務経験（外国の教育機関において石油</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>探査のための海底掘削、地熱開発のための掘削又は海底鉱物探査のための海底地質調査に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>七 航空機の操縦に係る技能について千時間以上の飛行経歴を有する者で、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十七項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦者としての業務に従事するもの</p> <p>八 スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験(外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。)を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの</p> <p>九 ぶどう酒の品質の鑑定、評価及び保持並びにぶどう酒の提供(以下「ワイン鑑定等」という。)に係る技能について五年以上の実務経験(外国の教育機関においてワイン鑑定等に係る科目を専攻した期間を含む。)を有する次のいずれかに該当する者で、当該技能を要する業務に従事するもの</p> <p>イ ワイン鑑定等に係る技能に関する国際的な規模で開催される競技会(以下「国際ソムリエコンクール」という。)において優秀な成績を収めたことがある者</p> <p>ロ 国際ソムリエコンクール(出場者が一国につき一名に制限されているものに限る。)に出場したことがある者</p> <p>ハ ワイン鑑定等に係る技能に関して国(外国を含む。)若しくは地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)又はこれらに準ずる公私の機関が認定する資格で法務大臣が告示をもって定めるものを有する者</p> |
| <p>法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>一 申請人が次のいずれかに該当していること。</p> <p>イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)</p> <p>ロ</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科（当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第十九条第一項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。）において専ら夜間通学して教育を受けること。</p> <p>二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。</p> <p>三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間に付き十時間以上聴講をすること。</p> <p>四 申請人が専修学校の専門課程において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>五 申請人が専修学校の専門課程において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> <p>六 申請人が外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> |
| <p>法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>一 申請人が本邦の高等学校（定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。</p> <p>二 申請人が生活費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>三 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、学校法人又は公益法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。</p> <p>四 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。</p> <p>イ 申請人が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関において六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。</p> <p>ロ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。</p> <p>五 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。</p> <p>六 申請人が専修学校の高等課程若しくは一般課程、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。</p> |
| <p>法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>一 申請人が修得しようとする技術、技能又は知識が同一の作業の反輪のみによって修得できるものではないこと。</p> <p>二 申請人が十八歳以上であり、かつ、国籍又は住所を有する国に帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事することが予定されていること。</p> <p>三 申請人が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技術、技能又は知識を修得しようとする事。</p> <p>四</p> |

申請人が受けようとする研修が申請人を受け入れる本邦の公私の機関（以下「受入れ機関」という。）の常勤の職員で修得しようとする技術、技能又は知識について五年以上の経験を有するものの指導の下に行われること。

五

受入れ機関が実施する研修の中に実務研修（商品を生産し若しくは販売する業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技術、技能又は知識を修得する研修をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、第六号の二に定める研修を受ける場合を除き、当該機関が次に掲げる要件に適合すること。ただし、受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。

イ

研修生用の宿泊施設を確保していること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関が宿泊施設を確保していることを含む。）

ロ

研修生用の研修施設を確保していること。

ハ

申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数の二十分の一以内であること。

ニ

外国人研修生の生活の指導を担当する職員（以下「生活指導員」という。）が置かれていること。

ホ

申請人が研修中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険（労働者災害補償保険を除く。）への加入その他の保障措置を講じていること（申請人が受けようとする研修の実施についてあっせんを行う機関が当該保障措置を講じていることを含む。）。

ヘ

研修施設について労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

六

受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれている場合は、次号に定める研修を受ける場合を除き、申請人が次のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり、かつ、当該機関から派遣される者であること。ただし、申請人が本邦の機関が外国に設立することを予定している合弁企業若しくは現地法人の常勤の職員の養成を目的とする研修を受けるため当該本邦の機関に受け入れられる場合で当該合弁企業若しくは現地法人の設立が当該外国の公的機関により承認されているとき又は受入れ機関が我が国の国若しくは地方公共団体の機関若しくは独立行政法人である場合その他法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。

イ

国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関

ロ

受入れ機関の合併企業又は現地法人

ハ

受入れ機関と引き続き一年以上の取引の実績又は過去一年間に十億円以上の取引の実績を有する機関

六

の二 申請人が受けようとする研修が法務大臣が告示をもって定めるものである場合は、受入れ機関が次に掲げる要件に適合すること。

イ

受入れ機関が第五号のイ、ロ及び二からへまでのいずれにも該当すること。

ロ

申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生の人数が当該機関の常勤の職員の総数を超えるものでなく、かつ、次の表の上欄に掲げる当該総数に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる人数の範囲内であること。ただし、受入れ機関が農業を営む機関である場合については、申請人を含めた受入れ機関に受け入れられている研修生的人数が二人以内であること。

**受入れ機関の常勤の職員の総数
研修生的人数**

三百一人以上

常勤の職員の総数の二十分の一以内

二百一人以上三百人以下

十五人

百一人以上二百人以下

十人

五十一人以上百人以下

六人

五十人以下

三人

七

申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合

| | |
|--|--|
| | <p>は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあっては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。ただし、法務大臣が告示をもって定める場合は、この限りでない。</p> <p>八 受入れ機関又はその経営者、管理者、申請人の受ける研修について申請人を指導する者若しくは生活指導員が過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったこと（実務研修を含まない研修実施計画に基づいて受け入れた研修の在留資格をもって在留する者を実務研修に従事させたことを含む。）がないこと。</p> <p>九 申請人が受けようとする研修の実施について我が国の国若しくは地方公共団体の機関又は独立行政法人以外の機関があつては、営利を目的とするものでなく、かつ、当該機関又はその経営者若しくは常勤の職員が過去三年間に外国人の研修に係る不正行為を行ったことがないこと。</p> |
| <p>法別表第一の四の表の家族滞在の項の下欄に掲げる活動</p> | <p>申請人が法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格、文化活動の在留資格又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受けて在留すること。</p> |
| <p>法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（口に係る部分に限る。）に掲げる活動</p> | <p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有している場合は、一に該当することを要しない。</p> <p>一</p> <p>二 従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該技術若しくは知識を修得していること。</p> <p>日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p> |

附 則 （略）

（２）申請書を作成する場合の注意点

以下は、業務として多い「人文知識、国際業務」に関して説明いたします。
わが国の公私の機関には、政府の関係機関、地方公共団体、社団、財団、民間後者、株式会社、有限会社、その他の独立したほう人権を持つ機関、視点、支社等がある。また個人経営も含む。

人文科学分野に属する知識を必要とする業務は、学術上一定水準以上の業務および人文科学の分野を卒業した、専門学校・大学卒で、人文科学の分野を必要とする業務で、コンピューター・ソフトウェアの関連業務も「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する。

外国の文化に基盤を有する思考とは、外国人特有の完成、外国の特有の文化を基本としての思考、感受性を必要とする業務をいう。

事業の安定性と継続性とは、「人文知識・国際業務」の在留資格申請について、契約先機関はどの程度の規模であるか、また安定的に継続して経営ができることを入国管理局より認められる必要がある。この事業の安定性と継続性の解釈は簡単に基準を説明しにくい、経営には継続困難な赤字の場合は継続性がないとされるのはもちろん、外国人を雇用する場合、日本人同等額の給料支払能力があるかについて総合的に判断している、企業規模の点では、小規模企業は継続性、安定性の点で外国人を雇用することは難しい。

「人文知識・国際業務」の入国手続

提出必要書類

(A) 日本で在留資格認定証明書を申請する方法 在留資格認定証明書交付申請書

- (a) 申請人の写真(4cm×3cm)2枚
 - (b) 履歴書(学歴、職歴、日本入国歴等)
 - (c) 最終学歴証明書、職歴証明書等
 - (d) パスポートのコピー(記載部分全ページ)
 - (e) 返信用封筒(切手貼付)
 - (f) 雇用主必要書類
 - (1) 会社概要、経歴書またはパンフレット
 - (2) 会社登記簿謄本
 - (3) 最新年度の貸借対当表・損益計算書・赤字の場合は2年分、上場会社の場合は決算書は不要
 - (4) 採用理由書(最重要)
 - (5) 新規事業の場合は、今後一年間の事業計画書
 - (6) 雇用契約書(最重要)
 - (7) 海外取引実績を示す書類(L/C等)
 - (8) 外国人従業員名簿
 - (9) その他の参考資料
- (B) 館で直接申請する場合、在留資格認定証明書交付申請書および代理人に関する書類が不要で、他は同じ。

「人文知識・国際業務」の入国手続

(A) 招聘者(代理人)による手続き

- (a) 招聘者(代理人)が前記の必要書類を地方入国管理局へ提出・申請する
 - (b) 申請受理 受理番号表を付与される
 - (c) 地方入国管理局は提出された書類については「人文知識・国際業務」としての在留の適否を審査する。
 - (d) 地方入国管理局より「人文知識・国際業務」の在留を適当と認められたものには「在留資格認定証明書」を招聘者に送付し、不適合であるものについては不許可通知を送付する
 - (e) 招聘者は「在留資格認定証明書」を外国の申請人へ郵送する
 - (f) 申請人は「在留資格人証明書」を在外日本公館へ提示して、ビザの発給を受ける
 - (g) 申請人は基証を取得して日本に入国。入国時に「人文知識・国際業務」の在留資格を付与される
- (B) 申請人が直接外国の在外日本公館において申請する場合

- (a) 招聘は前記 1 . の必要書類のうち(g) (1) ~ (9)を申請人に送付する。
- (b) 申請人または本人書類および前項会社書類を在外日本公館へ提出する
- (c) 申請受理
- (d) 在外日本公館は受理した書類を外務省へ送付する
- (e) 外務省は協議する書類を法務省へ送付する。協議番号が付与される
- (f) 法務省は地方入国管理局へ書類を送付、審査を支持する
- (g) 地方入国管理局は審査結果を法務省へ報告する
- (h) 法務省は、申請人の入国の適否を判断して、外務省へ結果を通知する
- (i) 外務省は査証の発給の可否を判断して在外日本公館へ通知する
- (j) 申請人は査証の発給を受けて、日本に入国する。入国時、「人文知識・国際業務」の在留資格が付与される

最近、ほとんどの場合 (A) の「在留資格認定証明書」取得の方法で入国している。(B) の方法は、査証の発給まで長時間を要する

入国・在留関係申請書の記載留意点

- 1 . 一枚目の表に「中」で「裏面参照」とあるのは、特に裏面記載『注意』の「虚位の記入をしたことが判明した場合には審査上不利な扱いを受けることとなります」を了知してもらいたいがためである(申請書用紙をコピーして使用する場合は、裏面もコピーしていないと受理されないことがある。)
- 2 . 英文はブロック体で、日本字は楷書で書く。
- 3 . 各事項の記載は留意するべきである
 - 1) 「 1 国籍」は
 - 中国人の場合、「中国」「中国(台湾)」とする
 - 韓国人については「韓国」「大韓民国」
 - 北朝鮮については「北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)」とする
 - 2) 「 2 氏名」は、ファミリーネーム(姓)、ファーストネーム(名)の順で書く。
 - 英文はブロック体で、日本字は楷書で書くこと
 - 「漢字の氏名も記載してください」の対象は、国籍が韓国、北朝鮮、中国、中国(台湾)の人である。
 - 3) 「 4 生年月日」は、「西暦で年、月、日の順」で書く。
 - 旅券等を見て書くことになるが、国によって月と日が逆になっているので注意。たとえば、オーストラリアでは 03/05/1981(1981年5月3日)と記載など
 - 4) 「 5 出生地」「 8 本国における居住地」は、本国名、省、市名を記載。
 - 5) 「 7 職業欄」は、認定申請については本国での職業(申請までのもの)を記載する。在留期間更新等は、の本での現在の職業を記載する。
 - 6) 「 10 旅券」は、未取得の場合は「未取得」と書き、公的な事項証明書(戸籍謄本、身分証明等)の写しを提出する。
「旅券番号」については、冊子(パスポート)にミシン目が入っているのは、管理番号であり、旅券番号は別に記載されている場合があるので注意する。
 - 7) 「 11 入国目的」は、該当項目がなく「G その他」にチェックする場合は、空欄に入国目的を「文化研究」「インターン生」等と記載する。
 - 8) 「 15 同伴者の有無」は、家族関係等で在留することになるものを記載する。
 - 9) 「 17 過去の出入国歴」は、できる限り正確に記載する。(コンピューターで照合の結果、異なっている虚偽申請とされる恐れがある)
 - 10) 末尾の「申請書の提出者」は、本人又は入管法施行規則別表第 4 に記載の代理人の氏名を書く。受け入れ機関等の職員(雇用先企業の人事部職員等) 行政書士および弁護士は、取次者であって、申請書の提出者ではない。